

「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置規程

(総 則)

第1条 本規程は、『公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）及び加盟団体における倫理に関するガイドライン(以下「倫理に関するガイドライン」という。)]及び本連盟「倫理規程」に基づき、スポーツにおける暴力行為等に関する相談及び問い合わせ（以下「相談等」という。）に対応する体制を整備するため、「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」（以下「相談窓口」という。）に関することを定める。

(体制・担当)

第2条 相談窓口は本連盟倫理委員会の下に置き、その事務は本連盟事務局総務部が所掌する。ただし、相談者のプライバシー保護及び調査対象者のプライバシー保護の観点から、相談窓口の担当者は原則として事務局長とする。

(相談内容及び被相談者の範囲)

第3条 相談窓口は、倫理規程に定める役職員及び登録者等の倫理規程違反行為についての相談等に対応する。ただし、私怨・誹謗中傷・不平不満に関するものは除く。

- 2 相談窓口では、倫理規程に定める役職員及び登録者等の倫理規程違反行為以外の事案については対応しない。

(相談等の方法)

第4条 相談窓口の利用方法は、電話・電子メール・ファクシミリ・書面及び面会のいずれも可能とする。

- 2 前項の利用方法は、本連盟ホームページや機関誌「月刊水泳」等に掲載し、その周知徹底を図る。

(手続き)

第5条 相談窓口は、匿名の場合を除き、相談者に対し相談等を受けた旨、速やかに通知するとともに、相談等の内容を確認する。

- 2 倫理委員長は、相談窓口の相談内容について報告を受けた場合、解決に最も適する本連盟担当委員会・当該加盟団体等に通知し、事実の確認及び適切な対応を依頼する。
- 3 事案の確認及び対応の依頼を受けた本連盟担当委員会・当該加盟団体等は、相談等に関する確認・調整にあたり協力・連携して対応するとともに、確認及び対応結果について、倫理委員長に報告する。
- 4 倫理委員長は、相談等が匿名で連絡先が確保できないこと等によって、本規程に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることに著しい支障を来す場合に

は、その責務を免除される。

- 5 倫理委員長は、事案及びその確認並びに対応結果について、倫理委員会に報告する。
- 6 倫理委員長は、事案の内容に応じて、委員会を開催し対応する。
- 7 倫理委員会は相談窓口を通して、紛争状態にある相談等については、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構及び独立行政法人日本スポーツ振興センター等への相談及び問い合わせを相談者に提案する。
- 8 相談窓口、倫理委員会、その他事案の確認及び対応の依頼を受けた本連盟担当委員会・当該加盟団体等は、相談者のプライバシー保護及び調査関係者のプライバシー保護に配慮しなければならない。

(情報の保護)

- 第6条 相談等に対応する役職員（事務局長）及び倫理委員会委員は、正当な理由無く、相談等の内容を開示してはならない。
- 2 事案の確認及び対応の依頼を受けた本連盟担当委員会・当該加盟団体等は、正当な理由無く、相談・調査内容等の内容を開示してはならない。

(対応者の責務)

- 第7条 相談を受けた役職員（事務局長）、倫理委員会委員及び事案の確認及び対応の依頼を受けた本連盟担当委員会・当該加盟団体等は、法令及び本連盟諸規程に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

(補 則)

- 第8条 その他相談窓口について必要な事項は、倫理委員会で定める。

(改 廃)

- 第9条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

- 附則
- 1 本規程は、平成25年4月2日より施行する。
 - 2 本規程は、平成26年5月30日より一部改定施行する。